

## ＝手取りを増やす を考える(3)＝

### ～社会保険に内在する負担の偏りを減らす～

今回は、社会保険料に内在する負担の偏りについて考えます。

保険料負担の不公平・偏りを是正することで負担者の平均負担率が下がり、特に働き始めたばかりの若い世代の負担額が下がるのではないかと仮説です。

#### <社会保険料の負担の不公平・偏りの問題について考える>

社会保険料は、所得税とは異なり「累進保険料率」という考えはありません。

社会保険の歴史的沿革から、働き方等の違い(産業・地域・雇用・自営等)で保険集団が設けられ、同一集団では、原則収入等に対して同ルールで保険料を決めます。税のように、全国民対象の富の再分配を目的とする累進性は重要視されず、同一集団内の負担の同一性が重視されるからと、私は理解しています。また、「給付額が同じなら保険料額は同じ」、「リスクが高ければ保険料が高い」といった民間保険の論理とは違う、「収入が多い人は保険料額が高く、医療給付が少ない(患者負担が多い)」「リスクが高くて保険料率は同じ」といった特別な考え方も日本の社会保険の特徴でしょう。

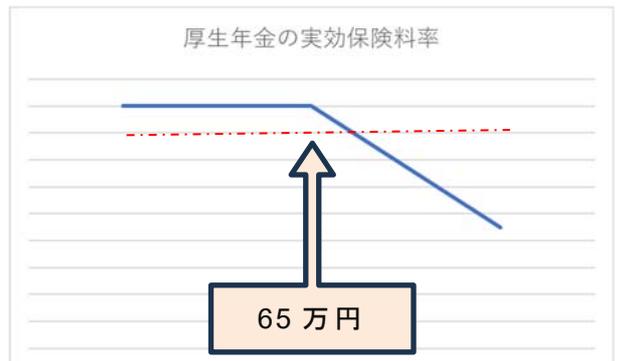
これらの基本思想は変えないとの前提で考えても、いくつかの保険料負担の問題があげられます。社会保険料の課題について、保険集団の同質性等の観点から、理解が容易な順で考えます。

#### <被用者保険では、高収入の人ほど実効保険料率が低くなる>

第1は、被用者保険内の標準報酬の上限以上の収入についてです。

現在、健康保険は139万円、厚生年金は65万円と標準報酬月額上限があります。それを超える収入の人は数多くいる(特に年金)と思いますが、その超過分の収入には保険料は求められません。

いわばゼロ保険料率のため、例えば月収130万円＝標準報酬月額上限の2倍の人の厚生年金の実効保険料率(＝保険料額÷収入額)は、制度上の保険料率の1/2になります。



制度運営に必要な保険料総額が大きく変わらないとの

前提で、誰もが全収入に制度上の保険料率を乗じた額を負担するようになれば、必要な保険料率は下がり、若い世代の保険料負担は減ります。高収入の管理職等が、若い職員の負担を一部肩代わりするという事です。ただし、標準報酬は、健康保険では傷病手当金、厚生年金では将来の年金額計算に連動していますので、必要な保険料総額を大きく変えないためには、一工夫が必要です。例えば制度を通じた月額支給上限額を設ける～勤労者の平均収入の〇倍などの上限があれば、解決できそうです。もちろん、保険料を多く払っているのに給付に反映されないのは不公平という反対は起きるでしょうが、税のように累進保険料率ではないのですから、「税とは違って重い保険料負担率ではない」「世代間扶養等の仕組みとして、勤労者の平均収入より過大な給付は馴染まない(私保険では無い)」という理由で、理解は得られるのではないかと考えます。

#### <被用者保険では、保険料負担ゼロの人が多数存在する>

第2は、被用者保険内の被扶養者・3号被保険者の保険料負担ゼロの問題です。

次ページの表は、公的医療保険の加入者の比率、負担の状況を簡単に示したものです。保険だからといって、全員が保険料負担をする訳ではありません。いちばん目立つのは、被用者保険の4割占める被扶養者～総人口の約1/4を占める被扶養者は、国保のような応益割相当の負担もありません。

税の世界では、少なくとも消費税という形で、全員が一定の負担を行っているのとは、全く違う状況です。

公的医療保険の加入者・負担者の状況		
後期高齢者医療	国民健康保険	被用者保険（健康保険・公務員共済組合）
人口の約15%が加入	人口の約20%が加入	人口の約65%が加入
個人単位で加入	世帯単位で加入	個人単位で加入
全員が保険料負担	乳幼児も含めて最低限の保険料負担額を計算	加入者のうち4割強の被扶養者は保険料負担なし
	※応益割	

※国保は、自営業者を念頭に作られたが、現状では、年金受給者、勤務時間が少なく被用者保険に加入できない人が中心～負担能力が低いため、応益割という他には無い定額保険料がある。

この被扶養者に要する医療費については、6割強の被保険者本人が収入比例で持ち合いをしていることになりませんが、これが現在の社会状況で妥当かということです。被扶養者は、被保険者本人から見れば、通常は親・配偶者・子供ですが、20歳代の被保険者を想定すると、「親は50歳代で働いている」「平均初婚年齢は30歳前後なので配偶者はいない」「もちろん子供もいない」となるでしょう。親・配偶者・子供の被扶養者がいる40歳代前後の負担を、収入の低い20歳代が一部引き受けているとも言えます。

いわば、子供世代が親世代の負担を肩代わりする状況について、例えば介護保険のように年齢で保険料率の区分をしたり、国保のように被扶養者保険料（定額）を被保険者から徴収すれば、問題は緩和・解消され、若い世代の負担軽減ができます。もちろん負担が増える世代等は出ますが、通常は収入の多い親世代が対象ですので、許容範囲に収まるような気がします。

また、子供は社会全体で扶養する集団と考えて、例えば18歳未満の子供（未成年）は、「個別の制度から除外して後期高齢者と同じ保険集団を組む（社会扶養医療等と名称も変更）」「子どもの保険料・医療費負担はゼロとし、後期高齢者に上乘せする保険料と各制度からの支援金で運営」といった大仕掛けの制度変更をすることも考えられます。後期高齢者も一方的に支えられるだけでなく、孫の世代は支えるという発想ですが、高齢者も納得するのではないかと考えます。

年金の3号被保険者については、長年の課題です。健康保険との対比で言えば、被扶養者のうち配偶者だけが保険料負担なしという特異な仕組みです。親・子供は被扶養者でも、年金制度上では国民年金保険料を負担します。これは、次の年金改正の課題である短時間雇用者の厚生年金適用拡大により、多くは解消されますが、完全に解消されるわけではありません。3号被保険者に残る対象の多くは、高収入世帯に多い完全専業主婦・この集団を、収入が低く未婚の可能性も高い、また結婚しても共働きの可能性の高い若い世代が、その費用の持ち合いに参加させられて納得できるかという問題です。

こういう対象者は、「医療保険の他の被扶養者と同様に国民年金保険料を負担する（3号廃止）」、又は「厚生年金加入の被保険者のうち3号被保険者のいる人だけで持ち合いをする（3号保険料を加算）」のいずれかでしょうが、個人的には、後者の方が、第3の観点から合理的と考えています。

### <制度間移動をすると、費用負担額が大きく変わることがある>

第3は、収入の低い人が、特に年金制度を移動（厚年⇄国年）するときに、負担額が大きく変わることがある点です。

<例> 20歳を超えて国民年金に加入：無収入等で保険料（約17千円/月）の納付猶予

卒後に厚生年金に加入：Wワークで給与収入は月10万円の水準～約10千円/月の負担

職場不適合で短期間で退職して無収入：約17千円/月の国年保険料を負担

この保険料額の増減は、厚生年金では加入者と事業主が保険料負担を折半すること、及び収入比例で保険料負担を持ち合いする一方で、国民年金では全額加入者負担、及び加入者の収入等にかかわらず一律の保険料額という違いに起因します。

少なくとも、通常は収入が少なく、年金受給まで40年以上を要する20歳代と、通常は収入が多く、年金受給まで20年程度の40歳代とが、国民年金保険料が同額でよいかは、再考すべき点でしょう。例えば、20歳代の国民年金保険料は、一定割合を減額して、当該減額分を40歳代以降で持ち合いと言った手法もあるでしょう。また、第4で記載する新たな財源を、保険料軽減に充当することも考えられます。

## <保険料負担の基礎となる収入の範囲が異なる>

第4は、被用者保険と国民健康保険の保険料負担計算の基礎となる収入の範囲が違う点です。

被用者保険は給与収入だけを対象としていますが、国民健康保険は給与・年金、事業所得、不動産所得、株の配当所得なども対象としています。

負担の納得度という視点から見て、どちらが良い方式と考えるかという問題ですが、個人的には、税＝国民健康保険のように総収入・所得を基礎に判断する方が合理的と考えます。これは被用者保険内でも、給与収入しかない人と、事業所得・不動産所得・株の配当所得などもある人との間で、給与収入だけに基づき保険料計算をする結果・実際の負担能力からみると、給与収入しかない人のほうが実効負担率は高くなるという点からも、総収入・所得を基礎に判断する方が公平と考えるからです。

この問題を完全に解決するには、全制度を通じて、国民健康保険のような仕組みに統一するという大仕掛けが必要ですが、保険者が地方公共団体ではない被用者保険では、総収入・所得は把握できないため・事実上、被用者保険の解体につながります。

そこまでの変更は非現実的ですので、仏国の社会保障税も参考に、不動産所得・配当所得については、国又は地方が、既存の税とは別に「社会保険税＝保険料賦課の漏れをカバーする新税」を求めることを考えます。その税率は、医療保険（被用者保険）の本人保険料率相当の5%程度から初めて、段階的に引き上げるにしても、医療＋年金（被用者保険）の本人保険料率相当の15%程度が上限と考えます。給与ベースの保険料率を超えるのはとり過ぎということです。

なお、これを全体に行うとすると、国民健康保険では、不動産所得・配当所得について、保険料・社会保険税の同目的の負担が2重に賦課されることになるので、その点の調整の要否の判断が必要になります。仕組みとしては、国民健康保険の保険料算定から不動産所得・配当所得を除外すればよいのですが・当該所得のウエイトが不明なので、調整の要否は確定的に言えません。

少なくとも、若い世代の不動産所得・配当所得は多くはないでしょうから、そこに新たな負担を求めても大きな影響はないでしょう。

これらの「社会保険税」で得られた保険財源は、次のような使途が考えられますが、その財源は、高齢化等による国庫負担増の穴埋めに使用するのではなく、「新税」として使途目的を明確にし、政府都合で安易に他へ流用することを禁止するのは、新たな負担の納得に必要な不可欠な条件でしょう。

○第2記載の「高齢者・子供対象の新医療制度の財源」

○第3記載の「国民年金の20歳代保険料軽減」

○第4記載の「不動産所得・配当所得のウエイトの高い個別国保保険者の支援」

以上のように、保険料賦課の基礎から除かれていて、全く負担しないという不公平感の解消のため、「新税」を組み合わせたの発想ですが・ここまで来ると、霞が関の省庁間の縄張り範囲を超えてしまい、行政側からの提案は期待できません。若い世代が支援し、それを代弁する政党・政治家から提起され、本格的な検討の開始を期待するしかない提案です。

## <総括 負担が始まる〇〇の壁だけでなく、負担が無くなる〇〇の壁の検討もお願いします>

今回は、新たな負担の事項が並びましたが、方法はともかくとして、その必要性は補足説明を加える程度で長男もわかるでしょう。種々の「負担が無くなる〇〇の壁」を撤廃し負担を平準化・これにより制度上の保険料率を低下させて、給与その他の収入水準の低い若い世代の負担軽減を図るという手法です。

直接的ではなく、なんと迂遠な方法と思われるかもしれませんが、「社会全体で負担し、社会全体が享受する」という前提で仕組まれている社会保険制度の公平感・納得度を上げて、持続可能性を高めるためには、今回のような細部の問題にも着目して検討～中期的にも適用・運用が可能な理論・背景がある「仕上がり」にすることが不可欠と考えるものです。

若い世代が求めるのは、負担軽減という目前の実利だけでなく、高い公平感・納得度だと考えています。今回の「負担が始まる〇〇の壁」を始まりに、「負担が無くなる〇〇の壁」の検討が本格化することを期待します。もちろん若い世代のために負担を引き受けるのは、親世代しかないという前提です。